

広島県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第五十号

#### 広島県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島県債権管理事務取扱規則（昭和三十七年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(その他の保全措置) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権が時効によつて消滅するおそれがあるときは、時効を更新するため必要な措置をとる手続をしなければならない。ただし、第十七条の規定により徴収停止の手続をとつた債権については、この限りでない。</p> <p>4 債権管理機関の長は、第二項各号に掲げる措置及び前項に規定する時効の更新の措置（債務者の承認を求める措置を除く。）をとらうとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを具して、知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>(履行延期の特約等に係る措置) 第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により付する延納利息の率は、法定利率とする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その率によることが著しく不適當である場合は、その率を下回る率によることができる。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(管理事務の合議) 第二十三条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p> <p>四 第十一条第二項各号に掲げる措置又は同条第三項の規定により時効の更新の措置をとらうとするとき。</p> <p>五一八 (略)</p>	<p>(その他の保全措置) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権が時効によつて消滅するおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとる手続をしなければならない。ただし、第十七条の規定により徴収停止の手続をとつた債権については、この限りでない。</p> <p>4 債権管理機関の長は、第二項各号に掲げる措置及び前項に規定する時効中断の措置（債務者の承認を求める措置を除く。）をとらうとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを具して、知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>(履行延期の特約等に係る措置) 第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により付する延納利息の率は、年五パーセントの割合とする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その率によることが著しく不適當である場合は、その率を下回る率によることができる。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(管理事務の合議) 第二十三条 (略)</p> <p>一一三 (略)</p> <p>四 第十一条第二項各号に掲げる措置又は同条第三項の規定により時効中断の措置をとらうとするとき。</p> <p>五一八 (略)</p>

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「五」を

月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。